

平成十五年一月二十八日提出
質問第一〇号

住環境の質的向上に関する質問主意書

提出者 伴野 豊

住環境の質的向上に関する質問主意書

現在、国民の価値観、要求は多様化し、その変化周期が非常に早くなっている。とりわけ、住環境に関わるものは、かつての量的拡大から質的充足が求められ、それに柔軟に対応した施策を早急に実施すべきであると考えられる。しかしながら、以下に例を挙げて質問する具体的な事柄等、それに応えられていないものが多い。

従って、次の事項について質問する。

1 家庭用流し台・調理台の高さは日本工業規格では、八〇〇と八五〇ミリメートル、水槽の深さは一五〇ミリメートルとしている。しかし、身長の高い人にとっては、台所仕事、特に、流し台で洗い物をする際は、かがまねばならず、腰痛を発症する場合もある。そのため、現代の身長に応じた、流し台・調理台の高さ、並びに、水槽底部の高さを設定すべきであると考えることがどうか。

2 集合住宅において、エアコン等の家庭機器からの騒音、上階の飛跳ね音、話し声等の生活騒音をめぐり近隣とのトラブルが多い。住宅の品質確保の促進等に関する法律により音環境に関する表示基準は示されているものの、この問題は入居者同士が被害者である一方で加害者であることが、解決を困難にしてい

る。そのため集合住宅における生活騒音の性能規定、仕様規定を定める必要があると考えるがどうか。

3 賃貸住宅の退去時における原状回復に係るトラブルに対して「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」が平成十年にまとめられた。これは、賃貸契約において参考にされるものと、位置付けられているものの、自然損耗、通常の使用による損耗等の修繕費用は、賃貸人負担となっている。しかしながら、専門知識に乏しいことから賃借人は、依然として壁紙の張替え等、借りた状態に戻すことに相当する修繕費用を負担していることが多い。そのため、このガイドラインの指針を更に徹底する施策が必要と考えるがどうか。

4 ピッキングによる侵入盗被害が、平成十二年では全国で二九、二一一件発生し、平成八年に比べ百倍以上上っている。特に賃貸住宅の場合、前入居者や前入居者の知人が鍵をそのまま所持し、侵入することも可能であり、賃借人が賃貸人の承諾無く錠を交換することができないこともある。そのため賃貸人に、入退去時における錠の交換を義務付ける必要があると考えるがどうか。

5 国民の価値観が多様化し、その変化周期が早くなっている現在、時代の変化に応じ、過去に定められた施策を検証し、柔軟且つ早急に対応することが重要であると考えがどうか。

右質問する。